

第 4 次山形県消費者基本計画案に対する意見募集の結果について

- 1 意見募集期間 令和 3 年 12 月 16 日（木）から令和 4 年 1 月 11 日（火）まで
- 2 提出された意見の件数 3 件（意見提出者 1 人）
- 3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
1	<p>山形県の消費生活の現状として、相談件数や認知度の数値が記載されている。</p> <p>各種認知度について、令和 8 年度末の目標値があるといいのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の着実な推進を図るため、数値目標について、「消費者基本計画目標指標一覧」のとおり設定しています。 ・そのなかで、認知度に係る令和 8 年度末における目標値についても記載しています。
2	<p>重点的な取組施策の【重点 3】を「エシカル消費（倫理的消費）の普及啓発」とし、施策の柱Ⅱの 3（1）を「エシカル消費の普及啓発」としている。</p> <p>計画の体系図では、柱Ⅱの 3「持続可能な社会を目指した消費行動の推進」を【重点 3】としている。</p> <p>「SDGs = エシカル消費」ではなく、「SDGs > エシカル消費」なので、3（1）を【重点 3】とした方がいいのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点 3】の趣旨としましては、エシカル消費の概念について普及や啓発を図ることなどにより、他の関連施策における消費者に求められる行動などを推進するということとしています。 ・【重点 3】と柱Ⅱの 3（1）について、「エシカル消費の普及啓発」と表現が重複していましたので、御意見を踏まえ、【重点 3】を「エシカル消費の推進」に変更します。
3	<p>エシカル消費としては、施策の柱Ⅱの 3（3）の「プラスチックごみ削減及び分別・リサイクルの推進」のほかにも、（4）「食品ロス削減の推進」も外せないのではないか。</p> <p>概要版では、2つを並列で載せてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、概要版には、施策の柱Ⅱの 3 に「食品ロス削減の推進」を追記します。

4 問い合わせ先

山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課消費者行政推進担当

電話 0 2 3 - 6 3 0 - 3 3 0 6

《公表資料》

第 4 次山形県消費者基本計画（最終案）

※ 資料の閲覧方法（次の方法で閲覧できます。）

（1）県のホームページ

（2）行政情報センター又は各総合支庁総合案内窓口